

令和2年度定期監査における指摘事項に関する改善策等について

NO.	指 摘 事 項 等	改 善 策 等
(9)	<p>【備品の適正管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象課から3課を選定し備品台帳の提出を求めるとともに、一部施設において、備品現物の管理状況等について実地確認を行ったところ、書類棚、ロッカー、机、椅子など台帳未登録の備品が複数あった。未登録のほとんどは他課で所有していた備品で、本来は所管換えすべきところ前所管課で不用の決定をし、譲り受けていたものであった。 ・財務規則によると、所管課長は、常に備品の状況を明らかにしておかなければならず、物品で不用の決定をした時は、「売払いのできないものにあつては、廃棄処分をすること。」、譲与については、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例により「公益上の必要に基づき、国等、他の地方公共団体又は私人に物品を譲渡できる」と規定されている。 ・本事案は、村施設の運営で必要な物品として使用されていることから、備品台帳と現物が一致するよう、速やかに台帳への記載を行うとともに、今後は財務規則に基づき、他課からの物品を譲り受ける際は物品所管替決議書をもって受け入れるようにしてもらいたい。また、全庁的に当該規則に基づく適正な管理をお願いしたい。 	<p>御指摘の事案については、備品台帳への記載を行い、台帳と現物が一致する適正な状態にいたしました。</p> <p>また、全課室局に対し、御指摘の事案及び当該事案で行うべき手続き並びに適正な備品管理の徹底について、グループウェア庁用掲示板において周知いたします。これと同時に、備品に関する処理方法や財務様式等を取りまとめ、電子書庫へ保管することで、職員が備品管理について常時確認しやすい環境を整えてまいります。</p>